

知っておきたい

身近な「どうなる？」をご紹介します

4月から「変わること・変わらないこと」

4月以降も新型コロナワクチン接種を実施

昨年秋からのオミクロン株対応ワクチンによる接種は5月7日まで行います。すでに接種券をお持ちの場合、4月以降も引き続き接種できます。5月8日以降は下表

の人を対象に接種を実施（自己負担なし）。

接種方法など詳しくは、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。



☎ 市新型コロナウイルスワクチン相談コールセンター ☎ 63-7306

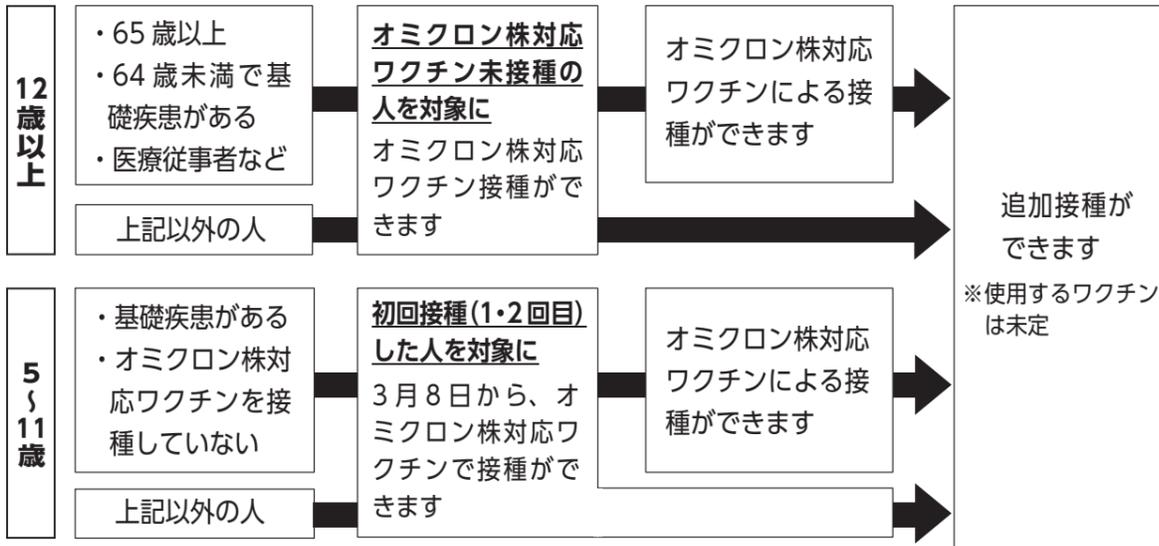


◀ 新型コロナワクチン < 名張市 HP >

令和 4 年 秋開始接種
5 月 7 日まで

令和 5 年 春開始接種
5 月 8 日～ 8 月

令和 5 年 秋開始接種
9 月～ 12 月



マスクの着用は個人の判断に！

手洗い・換気などの感染対策は継続

3月13日以降、「医療機関の受診」「高齢者など重症化リスクの高い人が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへの訪問」「混雑した電車やバスの利用」「症状がある」などの場合を除き、マスクの着用は個人の判断に委ねられます。

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう配慮をお願いします。



◎上の表のワクチン接種は、初回接種（1・2回目）をしていて前回の接種から3カ月以上経過した人が対象です。

◎生後6カ月以上の人を対象にした初回接種は、4月以降も引き続き実施します。

5月8日から新型コロナ感染症は「5類感染症」へ変わります

5月8日、新型コロナ感染症が「5類感染症」に移行。入院措置や外出自粛などは求められなくなり、特定の医療機関だけでなく一般の医療機関でも外来・入院医療を受けられるように、必要な対策などの準備を

しながら徐々に移行していきます。また、医療費は基本的に患者自身が負担することになります。

◎詳細は、首相官邸特設サイトでご確認ください。



妊産婦の「おもいやり駐車場」

産後の利用期間が拡大

☎ 障害福祉室 ☎ 63-7591



妊産婦の「おもいやり駐車場利用証」の利用期間が、4月から、母子健康手帳取得時から「産後1年6カ月まで」が、「産後2年まで」に延長され、双子や三つ子などの多胎児の場合は、「産後3年まで」に延長されています。

期間の延長には手続きが必要です。延長になる対象や手続き方法など、詳しくは問合先へ



4月から「育休退園制度」の対象年齢が引き下げられます

育休取得しても保育所を利用しやすく

☎ 保育幼稚園室 ☎ 63-7919

育休取得時、上の子どもが保育所を継続利用できる対象年齢が拡大 3歳以上児クラス → 2歳以上児クラス

育休中は家庭での保育が可能とみなされ、上の子どもの保育所の継続利用は、3歳以上児クラスに限定していましたが、保護者からの要望を多くいただいたことや、待機児童数が減少してきていることなどから対

象年齢を引き下げます。0～1歳児クラスについては、今後、待機児童数や受入体制などの状況を見ながら検討していきます。対象となる要件など詳しくは問合先へ



新型コロナによる市民生活への影響などを考慮して 令和5年度 国民健康保険税率据置き

新型コロナによる市民生活への影響などを考慮して、令和5年度の国民健康保険税率は据え置きます。税率など詳しくは市HPで

☎ 保険年金室(国民健康保険担当) ☎ 63-7445

